

チェコ共和国

国の概要 (外務省 HP より)	面積 78,866km ²
	人口 1,051 万人
	首都 プラハ
教育行政組織	
国	教育青年スポーツ省 (Ministerstvo školství, mládeže a tělovýchovy)
地方	基礎学校 (初等+前期中等教育段階) は市町村。 後期中等教育機関であるギムナジウム、中等技術学校、中等職業学校は、14 の地域圏 (州)。
教育課程基準	教育青年スポーツ省が定める「教育プログラムフレームワーク (rámcový vzdělávací program)」。基礎学校、ギムナジウムそれぞれに教育プログラムフレームワークが定められている。後期中等教育機関のうち、専門・職業志向の学校である中等技術学校、中等職業学校の教育課程は、関連省庁が定めている。教育プログラムフレームワークは、2004 年に施行されて以来、基礎学校では 2005 年、2017 年、2021 年、2023 年の 4 回、ギムナジウムでは 2007 年、2016 年、2021 年、2023 年の 4 回にわたり改訂が行われた。教育プログラムフレームワークは、教育内容、期待される成果について定めているが、教育方法等については各学校の裁量を認めている。2017 年基礎学校版の改訂以来、軽度知的障がいの児童生徒のカリキュラムを教育プログラムフレームワーク本体に統合する等、インクルーシブ教育の方向で改訂が行われている。
教科書制度	
教科書の定義	「教科書の承認・取り消し、および教科書を教科書リストに掲載するための手続き・条件に関する教育青年スポーツ省通達」(2013 年施行) が教科書を定義づけている。 教科書とは、教育的に準備されたテキストおよび図版資料であり、以下の 2 点を満たすものである。①教育プログラムフレームワークが定めている領域科目の期待される成果を達成することができるもの、教育プログラムフレームワークが定めている児童生徒の人格形成を担う横断的領域の各領域において使用することができるもの、また、児童生徒の主要なコンピテンシーの形成と発達を目的とするもの。②児童生徒が、書いたり、描いたり、切ったりして使用すること、すなわち本体が変化・劣化することを意図していない内容、装丁であること。 教科書を補足する冊子や図版資料、例えば、文法規則表や、語学辞書、教科書と一体となったワークブック、地図帳、特別な配慮を必要とする児童生徒のための教科書に代わる補助教材等は、教科書とはみなされない。
発行主体	発行主体は、民間出版社、官庁、大学等である。2023 年 10 月の時点で教科書の発行承認を受けた出版事業主は、基礎学校教科書で 53 団体。
国定、検定、認定などの制度	「教科書の承認・取り消し、および教科書を教科書リストに掲載するための手続き・条件に関する教育青年スポーツ省通達」において、各事業主が承認を得るために行う手続きが定められている。承認付与の手続きは、事業主が教育青年スポーツ省への申請を送付することにより開始される。教科書の審

	<p>査者は通常二名任命される。一名は高等教育機関の専門家、一名は教員である。承認を得た教科書の表紙には、推薦者として審査者の氏名が記載される。承認期間は6年間。承認付与の条件には、教科書の定義を踏まえていることに加え、チェコ共和国憲法およびチェコ共和国で施行されている法的規制を尊重していること、特に、人種、肌の色、言語、信条、宗教、国家的または民族的マイノリティ、男女によらず、すべての人に保障されている基本的権利および自由を尊重していること、が筆頭に掲げられている。なお、承認された教科書は、各学校が購入する際に教育青年スポーツ省から配分された財源「その他非投資的財源」（教科書や教材だけでなく、教員の研修や出張手当など様々な経費を賄うための財源）を使用することができる教科書となる。</p>
<p>採択・選定などの制度</p>	<p>教科書を採択する権限は各学校に委ねられている。</p> <p>学校教育法（Zákon č. 561/2004 Sb.）は、教育プログラムフレームワークに反しない限り、学校はどのような教科書を使用してもよいと定めている。1989年の民主化以降、学校教育の地方分権化が進み、学校に与えられた裁量権は大幅に拡大した。学校カリキュラムは教育プログラムフレームワークに対応しなければならぬものの、地域の状況、生徒・教職員の構成、すなわち各学校の特性を教育形態や方法、教科書の採用に反映させることができる。承認教科書に付与された「承認」は、学校が教科書を購入する際の国費使用の条件であり、承認教科書は必ずしも使用者である学校・教師の特性に合致した内容と質を保証するというわけではない。ゆえに、学校・教師は自ら採用する教科書を吟味・判断する必要がある。</p> <p>なお、後期中等教育段階の教科書の開発は、中等教育修了資格試験（maturita）対象科目に限られている（中等教育修了資格試験を実施するのはギムナジウムと中等技術学校）。中等職業学校の教科書は近年では出版されていない。そのため、社会主義期に出版された教科書をコピーして使用していることもある。</p>
<p>使用義務の有無</p>	<p>学校教育法には、承認教科書を使用すると定める義務規定がない。承認教科書を使用する場合は、学校が「その他非投資的財源」から購入することができるというメリットがある。教材費の保護者負担を大きくするのならば、様々な教材を使用することが可能である。</p>
<p>有償・無償</p>	<p>基礎学校は無償。 後期中等教育機関（ギムナジウム、中等技術学校、中等職業学校）は有償。</p>
<p>給与・貸与</p>	<p>無償の場合は、貸与。 学校は、「その他非投資的財源」の中から教科書や教材を購入し、児童生徒に貸与する。「その他非投資的財源」の使用内訳は各学校が決めるため、場合によっては教科書購入費が十分に確保されないこともあり、10年近く同じ教科書を使用している学校もある。 後期中等教育段階では、学校が購入した教科書をスキャンして電子化し、校内のイントラネットを通じて生徒が利用できるようにすることもある。</p>
<p>教科書の特徴</p>	<p>B5～A4判の比較的薄いサイズが多い。紙質は上質で、カラフルなイラストや写真が多く使用されている。</p>

デジタル教科書の状況

承認教科書は、印刷された紙媒体や CD-ROM に記録されたものでなければならない。コンピュータにダウンロードするコンテンツやインターネットブラウザ経由でアクセスするクラウド上のコンテンツは教科書として承認されない。承認期間の 6 年間に変更が加えられる可能性がある媒体は、教科書として承認されないからである。

印刷された教科書の PDF ファイルをベースにしたデジタル教科書は、2000 年代中期から登場した。現在では、タブレット端末を紙媒体の教科書代わりにする学校もある。

デジタル教材の開発は民間、公共機関のプロジェクトの中で進んでいる。教科書が少ない中等職業学校では、デジタル教材の開発は喫緊の課題である。プロジェクトの対象となった学校ではデジタル教材の導入が進んでいることもあるが、国家一律のプロジェクトではないので学校間に差がある。